

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第271号)

平成15年9月25日

横 情 審 答 申 第 271 号

平 成 15 年 9 月 25 日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第29条第1項の規定に  
基づく諮問について（答申）

平成14年7月31日建北指第1238号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「「確認番号第H11認建横北002787号建築確認申請書に関する原本文書一式」で消された部分」及び「「処分番号第H12確合建築横浜北部00578号中間検査申請書」で消された部分」の個人情報開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「確認番号第H11認建横北002787号建築確認申請書に関する原本文書一式」及び「処分番号第H12確合建築横浜北部00578号中間検査申請書」の個人情報を開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「確認番号第 H11 認建横北 002787 号建築確認申請書に関する原本文書一式」（以下「文書 1」という。）及び「処分番号第 H12 確合建築横浜北部 00578 号中間検査申請書」（以下「文書 2」という。）（以下文書 1 及び文書 2 を「本件申立文書」という。）の個人情報本人開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成 14 年 5 月 17 日付で行った開示決定について、原本開示を求めるというものである。

## 3 実施機関の処分理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成12年2月横浜市条例第2号。以下「条例」という。）第20条第1項に該当するため全部を開示したものであって、本件申立文書の原本性についての説明は、次のように要約される。

- (1) 当該中間検査申請書は、原本であり、申立人が指摘する箇所について消去した痕跡は、確認できない状態である。
- (2) 当該申請書類及び関係書類は、全て原本であり、紙の色については、いずれも同様である。
- (3) 黄色の付箋は現在原本から剥がされているので、貼った箇所の特定はできないが、事務処理上、貼られたものであり、事務処理完結後は通常剥がしている。
- (4) 原本を確認したところ、確かに消しゴムで消されたような痕跡が見られるが、申立人から開示請求を出される以前からのものである。
- (5) 申立人が開示請求を行った建築確認申請書類及び中間検査申請書類については、当初からピンク色のファイルに綴じてあり、ファイルを変更したことはない。ファイルをめくると中の関係書類の一番上の中間検査実施記録が緑色の紙で作成されている。
- (6) 関係職員に確認したところ、記載された書類は特定できなかったが、確かに裏

面にメモ書きがされていたようである。

残念ながら内容の詳細及び消去された時期については確認はできないが、内容については、当該書類に記載するようなものではなく、走り書きしたような軽易なメモ程度のものと判断し、消去したものである。

#### 4 異議申立人の開示決定に対する意見

異議申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件申立文書の開示決定に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 北部建築事務所へ行って、都筑区早淵三丁目3 - 6に関する書類の「原本」を閲覧した時に、中間検査申請書の第三面右上の行内「設計ミス」と書いてあった。
- (2) 平成14年5月21日に市民情報センターにて、「確認番号第H11 認建横北002787号建築確認申請書に関する文書一式」を再度閲覧した時には「原本」の中間検査申請書第三面右上の行内に書いてあった「設計ミス」が消されていた。また、よく見て確かめると、第三面の用紙が一面・二面と紙の色が違うことと、建築事務所が記入したところ、及び消したところに黄色の付箋が貼ってあった。
- (3) 「原本」の（工事監理・工事状況）報告書の日付の下のところも消しゴムで消した跡があった。
- (4) 都筑区早淵三丁目3 - 6に関する書類を閲覧した時に、北部建築事務所の担当職員は、これが「原本です」と言い、開示した。この書類を綴じてあった表紙の色はピンクだったが、平成13年11月27日に北部建築事務所へ行ったときに職員が見せてくれた時の「原本」の表紙の色は緑色だった。消されていない「原本（すべての書類）」と元の緑色の表紙で綴じてある書類の開示を求める。
- (5) 平成13年12月12日付の開示決定通知の時に、書いてあったメモ書きが平成14年5月21日に閲覧した時には、各階面積表の裏面に書いてあったメモ書きまでも「原本」から消して開示をしたので、消されていない「原本（すべての書類）」と前記緑の表紙でとじてある「すべての書類」の開示を求める。
- (6) 「設計ミス」について消去した痕跡は確認できない状態と説明しているが、平成13年11月27日に北部建築事務所でも閲覧した時には中間検査申請書の第三面右上行内に「設計ミス」と書いてあったのは事実であるから、北部建築事務所の説明及び理由はまちがいである。
- (7) 申請書類の中で「記入したところ」及び「消したところ」について、黄色の付箋は、現在外されているので特定できないと言うが、閲覧の時に大事なメモ書き（平

成13年11月27日に確認した)が書面の裏側に書いてあったのが消してあって、平成14年5月21日に閲覧した時には、その部分に黄色い付箋が貼ってあった。現在はずされてきて特定できないことはないはずである。

- (8) 「原本」というものは、一番初めに作成したものであり、造り替えたものを「原本」とは言わない。

## 5 審査会の判断

### (1) 建築確認申請等に関わる事業について

横浜市建築局北部建築事務所では、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の定めにより、建築物の建設等を行う建築主から工事着手前に提出された建築確認申請書を受取り、当該建築物の計画が法及び関係法令等の基準に適合しているか、建築主事が書類審査を行い、また、工事が着手された後も適法に建設されているかを確認するため、検査申請書（中間・完了検査）等の検査申請書の受取りと現場検査を行っている。

### (2) 本件申立文書について

本件申立文書は、法第6条第1項により、建築主より提出された建築確認申請書一式及び法第7条の3第1項により、建築主より提出された中間検査申請書一式であることが認められる。

#### ア 文書1について

文書1は、確認（再・変更）申請審議票（以下「審議票」という。）、確認申請書（建築物）第一面から第五面、委任状、概要・外部仕上げ表、内部仕上げ表(1)、案内図・敷地求積図、配置図、各階面積表、1階/2階平面図、ロフト階/屋根平面図、立面図（東側・北側・西側・南側）、立面図（A-A・B-B断面図）及び矩形図で構成されている。

審議票には、受理番号、受理年月日、確認の特例、調整区域、容積率、建ぺい率、防火地域、風致地区、高度地区、角地緩和、最低限敷地面積、外壁後退、建築協定、下水処理、審査意見、合議欄等が記録されている。

確認申請書第一面には、申請の記載、日付、申請者氏名・印影、設計者氏名・印影、手数料欄、受付欄、消防関係同意欄、決裁欄等が記録されており、横浜市収入証紙が貼付されている。

確認申請書第二面には、建築主等の概要が記録されており、建築事務所職員

が書き込んだと思われるメモ書きが認められる。

確認申請書第三面には、建築物及びその敷地に関する事項が、確認申請書第四面には、建築物別概要が、確認申請書第五面には、建築物の階概要がそれぞれ記録されている。

委任状には、委任内容の記載、建築物の地名地番、建築物の名称、建築物主要用途、申請の趣旨、日付、委任者の住所・氏名、印影等が記録されている。

概要・外部仕上げ表には、工事名称、敷地状況、構造・規模、面積、床面積、外部金物、外部仕上げ、その他の工事範囲等が記録されている。

内部仕上げ表(1)には、各階の室名、床、巾木、壁・腰壁、天井・天井高/形状の項目ごとの仕上げ内容等が記録されている。

案内図・敷地求積図には、計画申請地の住所、案内図、敷地求積表、敷地求積図等が記録されている。

配置図には、方角や市道からの建築物の位置を示す図等が記録されている。

各階面積表には、1階床、2階床、ロフト床の求積図及び面積求積式、建築面積求積図、建築面積求積式、各面積表等が記録されている。

1階/2階平面図には、1階と2階の平面図、凡例等が記録されており、建築事務所職員が書き込んだと思われるメモ書きが認められる。

ロフト階/屋根平面図には、屋根とロフトの平面図、凡例等が記録されており、建築事務所職員が書き込んだと思われるメモ書きが認められる。

立面図(東側・北側・西側・南側)には、建築物の東側・北側・西側・南側の立面図等が記録されている。

立面図(A-A・B-B断面図)には、建築物の2種類の断面図等が記録されており、建築事務所職員が書き込んだと思われるメモ書きが認められる。

矩形図には、構造の仕様や構造用合板の厚みが数値等で図面上に記録されている。

## イ 文書2について

文書2は、中間検査申請書第一面、第二面、第三面、法第12条第3項に基づく(工事監理・工事状況)報告書(以下「工事監理・工事状況報告書」という。)、建築基準法施行令第46条第3項に基づく筋違計算書(以下「筋違計算書」という。)、1階/2階平面図、立面図(東側・北側・西側・南側)で構成されている。

中間検査申請書第一面には、申請内容の記載、日付、申請者氏名・印影、設計者氏名・印影、検査を申請する建築物等の種類、検査欄、決裁欄等が記録され、手数料欄には、横浜市収入証紙が貼付されている他、建築事務所職員が書き込んだと思われるメモ書きが認められる。

中間検査申請書第二面には、建築主、設置者又は築造主等の概要が記録されており、建築事務所職員が書き込んだと思われる氏名、電話番号等のメモ書きが認められる。

中間検査申請書第三面には、申請する工事の概要が記録されている。

工事監理・工事状況報告書には、建築確認済証番号、建築主氏名、建築場所等の他、確認項目、内容及びチェック結果等の報告事項が記録されている。

筋違計算書には、建築物の概要、屋根及び壁による係数、壁及び軸組の種類による倍率、床面積による軸組計算、見付面積による軸組計算等の数値が記録されている。

1階/2階平面図は、前記(2)アで述べたものと同様である。

立面図（東側・北側・西側・南側）は、前記(2)アで述べたものと同様のものに建築事務所職員が書き込んだと思われる数値が認められる。

### (3) 本件申立文書の原本性について

ア 条例第23条第2項では、「個人情報の開示にあたっては、実施機関は、当該個人情報記録された行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、その写しによりこれを行うことができる。」と規定し、開示の実施は、原則として原本によることを定めている。

イ 異議申立人は、開示請求した後に平成14年5月21日に市民情報センターで閲覧した文書は、平成13年11月23日に北部建築事務所で閲覧した文書とは表紙の色が異なり、メモ書きが消されるなどしていて原本ではないと主張している。

これに対し、実施機関は、本件申立文書は、メモ書き等を消した痕跡はあるが、すべて原本であると主張しており、結局、本件異議申立ては、本件申立文書の原本性を争う事案であるといえることができる。

そこで、当審査会は本件申立文書が原本であるか否かについて確認するため、平成15年5月16日に実施機関から事情聴取を行うとともに、本件申立文書の見分を行った。

ウ それによると、実施機関は、本件申立文書を綴っているファイルの表紙は、

当初からピンク色であり、ファイルを変更したことはなく、平成13年11月23日に北部建築事務所で任意にファイルを見せた時に、ピンク色の表紙を開けて、後ろに折った状態にしたため、一番上に綴じてあった緑色の中間検査実施記録を表紙であったと思われたのではないかと。また、中間検査申請書第三面の右上行内の「設計ミス」というメモ書きについては、当初より存在しなかった。

また、工事監理・工事状況報告書のメモ書きについては、消しゴムで消されたような痕跡があるが、これは、異議申立人から開示請求が出される以前からのものであり、各階面積表裏面に書いてあったメモ書きについては、確かに裏面にメモ書きがされていたようであるが、おそらく軽易なメモ程度のものと判断して消去したものと思われ、開示にあたっては、対象外とした部分を被覆してこの原本を開示したと説明している。

エ 以上のとおり、実施機関が表紙を変更する理由は認められず、また、実施機関は、本件異議申立人が行った他の開示請求において、本件申立文書と同じ文書について、一部開示決定を行っており、その際、開示した文書の裏面に記録されていたメモ書きを本件では、消去したことを認めており、また、裏面以外に記録されたその他のメモ書きについては、開示していることから、実施機関が本件申立文書は、原本であるという説明は不自然ではなく、本件申立文書の開示は、原本で行われたと認めるほかはない。

#### (5) 結 論

以上のとおり、実施機関は、本件申立文書を原本で開示したと認められるから本件申立てには、理由がなく、実施機関の決定は、妥当である。

なお、実施機関において、開示請求の対象文書となる建築確認申請書という行政文書に、業務上とはいえ、安易にメモ書き等すべきではなく、たとえ、あとで消去するような軽易なメモ書きであったとしても、原本を加工するようなことはあってはならないことである。

今後、行政文書の作成にあたっては、十分注意すべきである。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成14年3月8日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成14年3月22日 (第266回審査会)	・諮問の報告
平成14年6月27日	・異議申立人から意見書を受理
平成15年3月13日 (第280回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成15年4月18日 (第10回第一部会)	・審議
平成15年5月16日 (第12回第一部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成15年6月6日 (第13回第一部会)	・審議
平成15年7月4日 (第15回第一部会)	・異議申立人から意見聴取 ・審議
平成15年8月1日 (第17回第一部会)	・審議
平成15年8月20日 (第18回第一部会)	・審議
平成15年9月5日 (第19回第一部会)	・審議